

# 第3次佐賀市立図書館サービス計画（概要版）

（令和3年度～令和7年度）

## 図書館サービス計画とは？

第3次佐賀市立図書館サービス計画は、第2次佐賀市総合計画と第4次佐賀市教育振興基本計画を上位計画とし、令和3年度から令和7年度までの**佐賀市立図書館のサービスの基本方針を示すもの**です。

## 基本理念：『市民と共に育つ図書館』

市民にとって利用しやすく役に立つ身近な図書館として成長していけるよう、『市民と共に育つ図書館』を理念として、常に自己変革を進めていきます。

また、市民の知る権利を保障するため、本館・分館・分室の運営と自動車図書館の運行により、市内全域で資料・情報を提供するとともに、市民の教養・文化・生涯学習の拠点として市民相互の交流を図り、地域社会の文化のかけ橋となります。

## 基本方針

上位計画である第4次佐賀市教育振興基本計画には、「ふるさと『さが』を協働でつくる個性と創造性に富む人づくり」を実現するために、教育・学習の「縦軸：子どもから大人までの世代間のつながり」の接続と、「横軸：家庭、学校、地域等の水平的なつながり」の連携・協働を充実が必要であると記載されています。

佐賀市立図書館においては、縦の接続の推進として、市民が生涯学習や読書活動を行うための情報や資料を整備します。また、横の連携・協働のために家庭・学校・地域等での人づくり・地域づくりに関する教育・学習活動を支援していきます。

計画全体の成果指標：資料の貸出にとどまらない、多様な図書館サービスを包括した成果指標を設定します。

指標	基準値 (R1年度)	目標値 (R7年度)	備考
佐賀市立図書館のサービスが充実していると思う市民の割合	65.9%	68.0%	・教育政策市民満足度調査による
佐賀市立図書館のサービスに満足している利用者の割合	82.6%	85.0%	・図書館利用者アンケートによる

## 4つの基本目標（佐賀市立図書館が目指す姿）

### 個人の自由な学びや地域づくりに役立つ図書館

#### ① 市内全域で図書館の資料が利用できるようにします。

本館及び7分館6分室の運営と自動車図書館の運行により、市内全域で図書館の資料が利用できるよう、資料の貸出・返却サービスを提供します。また、学校や読書活動を行う団体に団体貸出サービスを提供します。

#### ② 暮らし・仕事・趣味・地域の課題解決に貢献します。

市民のニーズに応じた資料の整備とレファレンス（調べもの相談）サービスの提供により、市民の課題解決に貢献します。

#### ③ 市民に図書館の魅力や活用方法を伝えていきます。

様々なメディアを利用し図書館の魅力や活用方法を市民に伝えます。また、図書館利用のきっかけになるようなイベントの企画や広報を行います。

#### ④ 市民の知的好奇心を刺激する取組を行います。

市民が生涯学習に取り組むきっかけとなるよう、季節や時事にあわせた資料やパンフレットの展示、市民向けの講座の開催などを行います。

### 子どもの成長に役立つ図書館

#### ① 子どもと保護者が一緒に読書に親しめる環境をつくれます。

子どもと保護者が安心して気軽に読書に親しめるよう、図書館の環境や蔵書を整備します。また、ボランティアとの協働によるおはなし会の開催など、子どもと保護者が一緒に本に親しむための取組を行います。

#### ② 子どもが読書に親しむとともに、情報リテラシーを身につけるためのサービスを提供します。

子どもが図書館や本に興味を持つきっかけとなるイベントや、情報リテラシーを身につけるための講座を開催します。また、郷土に関する調べ学習を支援する取組を行います。

#### ③ 子どもの読書活動推進を行う団体を支援します。

学校や保育所、読み語り活動を行うグループの支援のため、団体貸出などのサービスを提供します。また、読み語りボランティアの技術向上のための講座の開催や、新たにボランティア活動を希望される市民に対し団体の紹介を行います。

### 多様な人々が集う図書館

#### ① 市民のサードプレイスとして、誰もが利用しやすい場所を提供します。

誰にでもわかりやすい案内表示を行うとともに、市民が多様な活動を行うための施設の貸出を行います。また、誰もが安心して使用できる居心地のよい空間を提供するため、警備や清掃、修繕などの施設の運営を行うとともに、「新しい生活様式」にあわせた図書館のあり方を検討していきます。

#### ② 日本語を母国語としない人や図書館の利用に障がいがある人でも、資料や情報にアクセスできるようにします。

日本語を母国語としない市民のための多言語表示や絵本を中心とした外国語資料の提供、障がいや視力の低下により図書館の利用や読書が困難な市民を対象とした資料の収集やサービスの提供を行います。

また、令和元年6月に読書バリアフリー法が施行されたことに伴い、佐賀県立点字図書館などと連携しながら、障がいによって読書が困難な人々に対するサービスのあり方を再検討します。

### 市民と共に変革を進める図書館

#### ① 限られた経営資源のなかで、長期的な視点に立った計画的・効率的な図書館運営を行います。

図書館協議会に諮り作成する年度事業計画により、事業やサービスの進捗管理を行います。また、本館の施設整備計画を策定し、長期的な視点で施設の利用形態を考慮した改修工事を行います。そのほか、専門職である司書の確保や資質向上に努めるとともに、限られた人員や予算のなかで図書館を運営するため、業務効率化への取組を行います。

#### ② 市民との協働を推進し、市民と共によりよい図書館をつくれます。

市民団体やボランティアとの協働により、図書館サービスの向上を図るとともに、市民の生きがいづくりに貢献します。また、ボランティア養成講座の開催や、ボランティアの活動実態や満足度を把握する取組を行います。また、図書館協議会の開催により、有識者や市民の意見を図書館運営に活用していきます。